

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定により、平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

【健全化判断比率】

(単位 %)

	土庄町の 健全化判断比率	早期健全化基準 (参考)	財政再生基準 (参考)
実 質 赤 字 比 率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	13.3	25.0	35.0
将来負担比率	101.5	350.0	—

備考

- 1 実質赤字比率の「—」は実質赤字額がないことを示す。
- 2 連結実質赤字比率の「—」は連結実質赤字額がないことを示す。

【資金不足比率】

(単位 %)

会計の名称	土庄町の 資金不足比率	経営健全化基準 (参考)
水 道 事 業 会 計	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
埋 立 事 業 特 別 会 計	2.9	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

備考 資金不足比率の「—」は資金不足額がないことを示す。